

ニューヨーク州の秘密保持法とHIV:

公衆衛生法第27条F

New York State Confidentiality Law and HIV:

Public Health Law, Article 27-F



公衆衛生法第27条Fとは？

第27条Fはニューヨーク州公衆衛生法（Public Health Law）の条項で、以下のいずれかが該当する人の秘密とプライバシーを保護します。

- HIV検査を受けた
- HIVに曝露した
- HIVに感染した、またはHIV/エイズ関連の疾患があると診断された
- HIV/エイズ関連の疾患で治療を受けた

公衆衛生法第27条Fの規定とは？

- 13歳以上のすべての個人に対して、日常的な医療の一環として少なくとも1回はHIV検査を勧めることを義務付けています。
- 一部の例外を除き、個人のHIV感染の有無に関する情報は、本人がHIV情報開示同意書に署名した場合、または許可書にその個人の法的に任命された後見人または医療代理人が署名した場合にのみ開示（他者と共有）が可能となることを義務付けています。
- 医療サービスまたはソーシャルサービスを直接提供する人および施設、ならびに適切に署名されたHIV情報開示同意書に従って個人のHIV関連情報を受け取るすべての人に適用されます。
- 第27条Fの対象となる職務に従事し、HIV関連情報を受け取る個人または施設に、法に従いその情報を**秘密扱いにする**ことを義務付けています。

HIV関連の秘密情報とは？

これは個人が以下のいずれかに該当することを示すあらゆる情報です。

- HIV関連検査（HIV抗体検査、CD4検査、ウイルス量検査、PCR [ポリメラーゼ連鎖反応] 検査、またはその他の検査など）を受けた
- HIVに感染した、またはHIV関連の疾患がある、またはエイズであると診断された
- HIVに曝露した
- その個人の性行為の相手の情報または針を共有する相手に関する情報のいずれかを持つ
- HIV感染者と診断された人のパートナーである、または診断された人と性的/薬物使用で接触がある

どのような場所でHIV検査が勧められますか？

HIV検査は、以下の医療機関/環境において日常的な医療サービスの一環として、13歳以上のすべての患者に少なくとも1回は勧められなければなりません。

- 診断センターや治療センターでのプライマリケアサービス（学校の医務室やファミリープランニング施設を含む）
- 病院の外来診療科のプライマリケアサービス
- 病院の病棟
- 救急科

HIV検査は、医療機関/環境に関係なく、医師、医師助手、プライマリケアを提供する看護師または助産師、またはその代理人によって勧められなければなりません。

プライマリケアには以下の医療分野が含まれます。

- 家庭医療
- 一般小児科
- プライマリケア
- 内科
- 産科/婦人科のプライマリケア

HIV検査を勧めることが義務付けられていない3つの例外があります。

- 本人が生命を脅かす緊急事態ために治療を受けている場合
- 本人が以前にHIV検査を受けるように勧められたことがある、または以前に受けたことがある場合（最近のリスク行動によって別段適応でない限り）
- 本人に同意する判断能力が欠けていると担当医療提供者が判断した場合

HIV検査には同意が必要ですか？

ニューヨーク州法では、HIV検査を実施する前に、受ける人に対してそれが実施されること、およびそれを拒否する権利があることを知らせることが義務付けられています。2016年11月28日発効の公衆衛生法の改正により、ニューヨーク州の刑務所におけるHIV検査に対する書面による同意義務付けの削除や、同意書への言及の削除など、HIV検査に対する書面または口頭での同意取得の要件が除かれました。公衆衛生法の改正の目的は、HIV検査に対する障壁を排除し、他の重要な臨床検査と同様に実施できるようにすることです。HIV検査は依然として任意であり、患者はそれを拒否する権利を有しますが、いかなる状況においても、検査に対して書面または口頭で同意を取得する義務は取り除かれました。患者にはHIV検査が実施されることが口頭で説明されなければならない、患者がそれに同意しない場合は、それが患者の医療記録に記録される必要があります。

未成年者の場合、本人がHIV検査、HIV治療、HIV予防サービスに対して同意を提供できますか？

はい。未成年者は、親の関与なしにHIV検査に同意することができます。未成年者に対してもHIVに関する必要な情報を提供し、HIV検査を拒否する権利があることが伝える必要があります。2016年の公衆衛生に関する規制の改正により、未成年者もHIV治療と、曝露前予防薬（pre-exposure prophylaxis、PrEP）と曝露後予防薬（post-exposure prophylaxis、PEP）を含むHIV予防サービスに同意できるようになりました。

HIV検査を実施する前には、検査を受ける人にどのような情報が提供されなければなりませんか？

HIV診断検査の実施に先立ち、HIVに関する情報を口頭、書面、表示、またはその他の患者にわかりやすい視聴覚形式で提供する必要があります。ニューヨーク州保健局（New York State Department of Health、NYS DOH）のHIV検査クリニックのポスターを目につく場所に貼るか、HIV検査に関する保健局の患者向けパンフレットを患者に提供することが、この情報を患者に伝える簡単な方法です。検査のポスターとパンフレットは7カ国語で提供されており、ここから取得できます：

<https://www.health.ny.gov/diseases/aids/consumers/testing/index.htm>

情報を共有するために署名入りの開示同意書が必要になるのはどのような場合ですか？

一般に、HIV関連情報は、本人が認定されたHIV開示同意書に署名した場合にのみ開示できます。たとえば、医療提供者は、署名入りの開示同意書がなければ、患者の医療記録に含まれる秘密のHIV情報を地域機関のケースマネージャーや他のスタッフと共有することはできません。医療記録のHIV関連情報を、ケア提供のための連携などの、何らかの目的で医療提供者以外に開示するには、特定の署名入りの同意書が必要です。この目的には、DOH Form 2557「医療情報およびHIV関連秘密情報の開示同意書」

（Authorization for Release of Medical Information and Confidential HIV Related Information）が使用されます。このフォームによって、HIV関連情報とHIV関連以外の情報の両方を開示できます。DOH Form 5032「医療情報（アルコール/薬物治療およびメンタルヘルス情報を含む）およびHIV/エイズ関連秘密情報の開示同意書」（Authorization for Release of Health Information [Including Alcohol/Drug Treatment and Mental Health Information] and Confidential HIV/AIDS Related Information）は、開示される情報にアルコールまたは物質の使用に関する情報が含まれており、連邦規制42-CFR Part 2のもとで追加の保護がある場合に使用できます。

認定されたHIV開示同意書なしにHIV関連情報が開示できるのは、どのような状況においてですか？

治療のため

- 患者の既存の医療提供者とともにチームで治療に携わる医療専門家は、患者のHIV関連情報についてお互いに、またはそれぞれの上司と話し合うことができますが、それは必要な医療を提供する場合に限られます。
- 一般的な同意があれば、医療費の支払いのために情報が必要な場合、病院または医療提供者はHIV関連情報を患者の保険会社と共有することができます。
- 本人が拘留されているか刑務所に服役している場合、または仮釈放中の場合、医療従事者およびその他の所定の監督スタッフが、サービスを提供または監視するためにHIV関連情報にアクセスできる場合があります。

健康状態を監視し、疾病を予防するため

- 医療記録へのアクセスを許可されている医療施設のスタッフや委員会、監督審査機関、または政府機関は、医療サービスや社会サービスを監督、監視、または管理する必要がある場合に、HIV関連情報を受け取る場合があります。
- 新たにHIVと診断された人の既知のパートナーには、医師または公衆衛生局員からHIVに曝露したことが通知されなければなりません。感染源に関する情報は開示されません。
- 公衆衛生局員は、法律で義務付けられている場合（病気の傾向を監視し予防プログラムを計画するためにHIV/エイズ症例報告にアクセスするなど）に、この情報にアクセスできる場合があります。
- 被験者の保護に対して責任を負う治験審査委員会（Institutional Review Board）の承認のもと、学術医療センターで研究を行う研究者に情報が開示されることがあります。

HIVケアの連携と維持を促進するため

個人がケアを受けていないように見受けられる場合、保健局と医療提供者またはケアコーディネーターとの間で、その人のケア関係の記録が共有されることがあります。HIV感染者がケアを受けていないと思われる場合、ケアを受け始めることを妨げる障壁に対処したり、ケアへの本人の関与を促進するために、医療提供者、ケアコーディネーター、または保健局のスタッフから連絡を受けることがあります。

HIV固有の開示同意書を使用せずにHIVに限定した情報を開示するその他の状況には、次のようなものがあります。

- 養親または里親候補の人に対応する認定機関は、この情報にアクセスできる場合があります。
- 裁判官はHIV関連情報の開示を要求する特別な裁判所命令を発行することができますが、弁護士が発行した召喚状に応じて情報を開示することはできません。
- 保険関連の目的のみでHIV検査が命じられた場合には、第27条Fの対象とはなりません。これは保険法第2611条 (Insurance Law Section 2611) の対象となっています。保険関連の目的でHIV検査が行われる場合、通常、簡単な書面による同意と、その後の追加質問のためのカウンセラーへの紹介が含まれます。
- 業務中にHIVへの曝露が発生した特定のケースにおいては、曝露に関するすべての基準が満たされている場合に、同意なしに開示される場合があります。

HIVに限定した情報を他者に開示する場合、保護される個人の同意なしに情報を再開示してはならないという文を含める必要がありますか？

一般に、HIV関連情報が共有される場合には常に、情報を再開示することができないという文を添える必要があります。ただし、例外がいくつかあります。

以下の状況では、再開示を禁止する声明は必要ありません。

- 適切な医療を提供するためにHIV関連情報の知識が必要な状況で、医療提供者または医療施設が情報を共有する場合
- 医療提供者への医療費支払いのために必要な範囲で第三者である支払い者またはその代理人と共有される場合。このとき、必要に応じて開示に対する適切な同意が医療提供者によって確保されていることが条件となる
- 適切な同意が提供された場合（これは、適切なフォームを使用していることと定義されます）適切なフォームには次が含まれます。特定の許可されたHIVの開示、保護される個人の名前、受取人の名前、理由/目的、日付、同意期間、署名
- 本人がHIV関連情報を開示する場合
- 内部での情報提供である場合
- 情報が親/法定後見人に開示される場合
- 接触通知の目的で開示される場合
- 裁判所の命令に基づく場合
- 里親養育/養子縁組に関する認定機関に開示する場合
- 刑事司法機関が、保護される個人についてその機関の機能を遂行する場合
- 公衆衛生当局に開示される場合
- サービス提供の査定/監視を行う場合
- 臓器移植を目的として共有される場合

再開示の声明の例は以下のとおりです。

「この情報は、州法で保護されている、秘密扱いの記録から開示されたものです。州法では、本人からの書面による具体的な同意がない限り、または法律で許可されている場合を除き、この情報をさらに開示することが禁止されています。州法に違反して許可なくさらに開示した場合は、罰金もしくは懲役、またはその両方が科されることがあります。医療情報またはその他の情報の開示に対する一般的な同意のみでは、さらなる開示には**十分ではありません。**」

- 公衆衛生法§ 2782 (5)(a) [Public Health Law § 2782 (5)(a)]

問い合わせ先

ニューヨーク州保健局HIV秘密厳守ホットライン (New York State Department of Health HIV Confidentiality Hotline)
800-962-5065

月～金、午前8:30 - 午後4:30

苦情の申立ては以下の宛先で受付けています。

Special Investigation Unit AIDS Institute

New York State Department of Health
Empire State Plaza, Corning Tower #308
Albany, NY 12237

518-473-2300

ニューヨーク州内での人権侵害は以下に報告してください。

ニューヨーク州人権部門 (Division of Human Rights) エイズ差別問題室

888-392-3644

第27条Fへの違反申し立てのためのフォームについては、以下に掲載されているDOHフォーム2865をご覧ください。

<https://www.health.ny.gov/forms/doh-2865.pdf>

連邦政府によるプライバシー保護の詳細については、以下をご覧ください。

米国保健福祉省 (Department of Health and Human Services)

公民権局

800-368-1019

パートナーへの通知に関する情報とその支援については、以下にお電話ください。

パートナーサービス

800-541-2437

ニューヨーク市接触通知支援プログラム (Contact Notification Assistance Program, CNAP)

ニューヨーク市のみ

212-693-1419または**311**にお電話ください

一般的な情報や法律支援については以下にご連絡ください。

法律相談センター

212-243-1313

インフォームドコンセントフォームと開示同意書へのアクセス、HIV/エイズ関連のプログラム、政策、規制に関する詳細については、ニューヨーク州保健局のウェブサイトをご覧ください。

www.health.ny.gov/diseases/aids/index.htm

下記から当機関をフォローできます。

health.ny.gov

facebook.com/NYSDOH

twitter.com/HealthNYGov

youtube.com/NYSDOH